

環境大臣 原 田 義 昭 様

指定廃棄物の長期管理施設の確保等に係る要望

平成30年12月20日

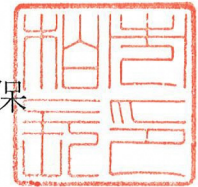
松戸市長

本郷谷 健 次



柏市長

秋 山 浩 保



流山市長

井 崎 義 治



我孫子市長

星 野 順一郎



印西市長

板 倉 正 直



松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市では、8,000ベクレル/kgを超える指定廃棄物がいまだに一時保管され続けています。

指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法により、その収集・運搬・保管及び処分は国の責任において行うとされていますが、千葉県内では、平成27年4月に県内の長期管理施設の詳細調査候補地が示されたものの、約3年半の期間が経過しても具体的な進展はなく、約7年半の期間に及ぶ保管は一時的な保管とは言えません。

このような膠着した現状を打開する策が一向に示されず、今後のスケジュールも明らかにならないため、市民は不安を抱いており、このままの状態が長く続けば市民の信頼を失いかねません。

各市では、指定廃棄物の一時保管の解消への道筋を見通せないことが、市政の推進に大きな障壁・課題となっています。

国においては、各市における逼迫した状況を十分に認識のうえ、指定廃棄物に係る問題に速やかに対処していただきたく、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 これまで国が説明してきた千葉県内1か所での集約管理の方針に基づき、指定廃棄物の長期管理施設を一刻も早く確保するための具体的な行動を起こすこと。
- 2 指定廃棄物の長期管理施設の確保に関するスケジュールや打開策を示す時期を直ちに明らかにすること。
- 3 一時保管の長期化に伴い、長期管理施設ができるまでの間、地元地域の要望に則した地域振興策等が実施できるよう各市の取り組みに対して財政措置を含めた支援を行うこと。